

競馬をめぐる状況

国立国会図書館 前 調査及び立法考査局
農林環境課 本田 伸彰

はじめに

我が国の競馬は、日本中央競馬会（JRA）が主催する中央競馬と、地方公共団体が主催する地方競馬に分けられる。経済状況の悪化などにより、勝馬投票券（馬券）の売得金⁽¹⁾は1990年代のピーク時から、中央競馬では約6割、地方競馬では約3分の1にまで減少した。地方競馬では、平成13（2001）年ごろから競馬場の廃止が相次ぎ、競馬場周辺の地域経済や雇用のみならず、競走馬の供給元である馬産地の経済にも暗い影を落としている。

平成24（2012）年に「競馬法」（昭和23年法律第158号）が一部改正され、平成26（2014）年4月からは、約75%の払戻率を、主催者が勝馬投票券の種類ごとに柔軟に設定できるようになったが、ファンの関心を見極めながら運用することが求められる。

本稿では、競馬が持つ様々な側面のうち、勝馬投票券の売得金の推移など興行的な側面について述べた後、競走馬の生産を通じた畜産業振興の側面に着目し、馬産地における現状を紹介する。

I 我が国の競馬の概略

我が国の競馬⁽²⁾には、主催者が異なる、中央競馬と地方競馬が存在する。騎手や調教師の免許のほか、騎手等を養成する学校も、中央、地方で分かれるなど、二元的な制度となっている。

中央競馬は、戦前、「日本競馬会」⁽³⁾が主催していた公認競馬に端を発する。戦後は、GHQの意向もあって日本競馬会が解散することになり、昭和23（1948）年の競馬法施行後の「国営競馬」の時代を経て、昭和29（1954）年から特殊法人である日本中央競馬会の主催となった。

一方、地方公共団体が主催する地方競馬は、戦前、地方の産馬組合等が軍馬の鍛錬や育成の場として実施していたものが、昭和21（1946）年の「地方競馬法」⁽⁴⁾（昭和21年法律第57号）や昭和23（1948）年の競馬法制定などを経て、体系化されたものである。⁽⁵⁾

II 中央競馬の状況

1 概要

日本中央競馬会が主催する中央競馬は、競馬法と「日本中央競馬会法」（昭和29年法律第205

(1) 勝馬投票券の発売金から、競走の除外馬が発生した際などの返還金を引いたもの（日本中央競馬会「競馬用語辞典」〈<http://jra.jp/kouza/yougo/>〉）。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2014年3月23日である。

(2) 西洋に端を発する近代競馬は、我が国では、多くの外国人が居住した横浜で1860年ごろに始まったとされる（日本中央競馬会「近代競馬150年の歴史」〈<http://jra.jp/150th/history/>〉；馬事文化財団馬の博物館編「2. 近代競馬の幕開け」『特別展 横浜開港150周年記念—文明開化と近代競馬—』馬事文化財団，2009，pp.11-16）。

(3) 昭和11（1936）年に、全国各地の8つの民間の競馬倶楽部を再編する形で誕生した。

(4) 昭和23（1948）年の競馬法制定に伴い、内容が同法に引き継がれて廃止された。

(5) 萩野寛雄「第一章 競馬」谷岡一郎・宮塚利雄編著『日本のギャンブル—公営・合法編—』大阪商業大学アミューズメント産業研究所，2002，pp.9-36；神翁顕彰会『続日本馬政史 二』農山漁村文化協会，1963等を参照。

号)により運営されている。全国10の競馬場⁽⁶⁾で開催され、平成26(2014)年の開催日数⁽⁷⁾は288日である。

売得金の約75%が払い戻され、10%が国の一般会計に納付される(「第一国庫納付金」という。平成24年度は約2394.3億円⁽⁸⁾)。残りの約15%と、勝馬投票券以外の収入(入場料や登録料等)が競馬の開催費に充てられ、その剰余金のうち、半分が国の一般会計に納付され(「第二国庫納付金」という。平成24年度は約84.7億円⁽⁹⁾)、残りの半分は、競馬振興事業、払戻金の上乗せなどに使われる特別振興資金と特別積立金に充てられる。

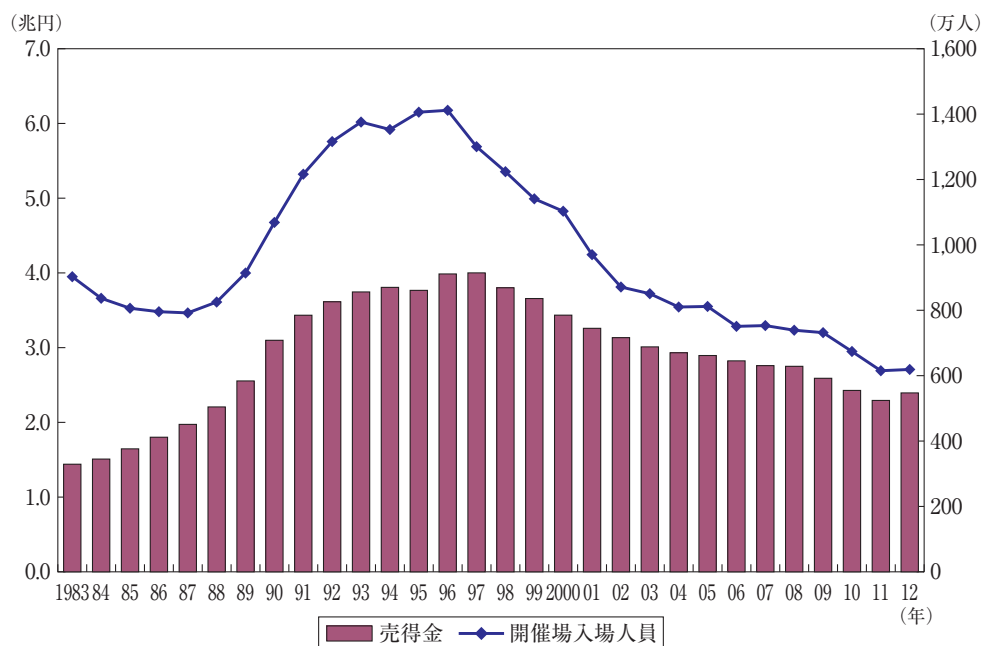
国の一般会計に入る第一国庫納付金と第二国庫納付金は、その約4分の3が畜産業の振興に、約4分の1が社会福祉の振興に利用される。

2 売得金等の推移

中央競馬の、過去30年の売得金と開催競馬場の入場人員の推移を表したのが図1である。

売得金は、武豊⁽¹⁰⁾をはじめとする若手人気騎手やオグリキャップ⁽¹¹⁾などスターホースが活躍した1980年代後半から1990年代にかけて急増した。平成9(1997)年には約4兆円と過去最高を記録したが、経済状況の悪化もあり、その後は平成23(2011)年まで14年連続で減

図1 中央競馬の売得金と入場人員の推移



(出典) 日本中央競馬会「JRAの概要 成長推移」<http://company.jra.jp/0000/gaiyo/g_22/g_22.html>を基に筆者作成。

(6) 札幌(北海道)、福島(福島県)、新潟(新潟県)、中山(千葉県)、東京(東京都)、中京(愛知県)、京都(京都府)、阪神(兵庫県)、小倉(福岡県)の10競馬場。

(7) 例えば、同日に東京、京都の2競馬場で開催されていれば、開催日数は2日とカウントされる。

(8) 日本中央競馬会「平成24事業年度 事業報告書」<<http://company.jra.jp/0000/keiei/keiei02/pdf02/houkoku24-1.pdf>>

(9) 同上

(10) 昭和44(1969)年生。昭和62(1987)年にデビューし、年間の最多勝利騎手に18回輝くなど、名実ともに中央競馬を代表する騎手である。

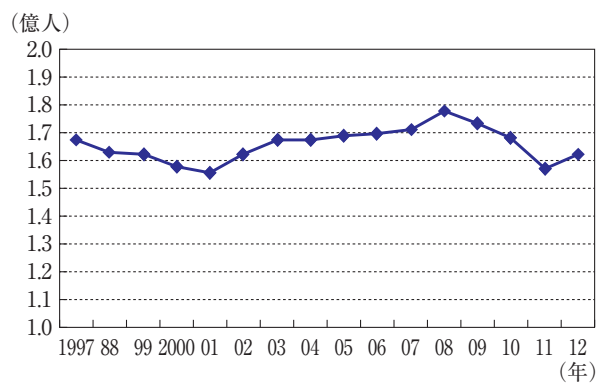
(11) 地方競馬の笠松競馬(岐阜県)から昭和63(1988)年に中央競馬に移籍し、有馬記念や安田記念などの大レースに優勝するなど人気を博した。白と黒のまだら模様の芦毛の馬体や、同馬をモデルとしたぬいぐるみも話題を集めた。

少しした⁽¹²⁾。平成 24 (2012) 年は、東日本大震災の影響を受けた前年からの回復もあり増加し、平成 25 (2013) 年⁽¹³⁾も前年を上回るなど回復の兆しが見られる。今後この流れを維持できるかが注視される。

開催競馬場の入場人員も、売得金と同様に減少している。また、競馬ファンの高齢化も指摘される⁽¹⁴⁾。競走馬の走る姿を目の当たりでできるのが競馬の魅力の1つであり、新規のファンをいかに獲得できるかが大きな課題といえる。

ただし、開催競馬場の入場人員に、場外馬券売り場の入場人員と、電話やインターネット投票の利用者の延べ人数を加えた「総参加人員」(図2)で見た場合、ピークは平成 20 (2008) 年の1億 7769 万人である。平成 24 (2012) 年も1億 6239 万人と、売得金や入場人員の落ち込みほど減少しておらず、1人1日あたりの勝馬投票券の購入額が減っている状況にある。

図2 中央競馬の総参加人員の推移



(出典) 日本中央競馬会「JRAの概要 成長推移」<http://company.jra.jp/0000/gaiyo/g_22/g_22.html>を基に筆者作成。

Ⅲ 地方競馬の状況

1 概要

地方公共団体が主催する地方競馬は、競馬法により運営されている。同法に基づく地方共同法人である地方競馬全国協会(NAR)が、主催者から交付金を受けて馬主や競走馬の登録業務を行っている。現在、14の主催者が開催し、15の地方競馬専用の競馬場が現存している。

売得金の約75%が払い戻され、残りの約25%が競馬の開催経費や地方競馬全国協会への納付金、地方公共団体金融機構への納付金に充てられ、剰余金は主催する地方公共団体の一般会計に配分される。

2 売得金等の推移

地方競馬の売得金と競馬場の入場人員の推移を表したのが、図3である。売得金のピークは平成3(1991)年度の約9862.4億円で、入場人員も同年度に約1466.5万人と過去最高を記録した。その後は、減少傾向が続き、平成24(2012)年度の売得金⁽¹⁵⁾は約3326.1億円と、ピーク時の3分の1にまで落ちこみ、入場人員も平成24(2012)年度は約343.6万人となっている。

売得金減少の理由としては、中央競馬と同様、経済状況によるところが大きい。地域の人口減少やファンの高齢化、パチンコなど他レジャー産業との競合も考えられる。また、地元の新聞やテレビでも、存廃問題以外では大きく取り上げられることが少ないなど、情報発信力の弱さを指摘する関係者もいる⁽¹⁶⁾。

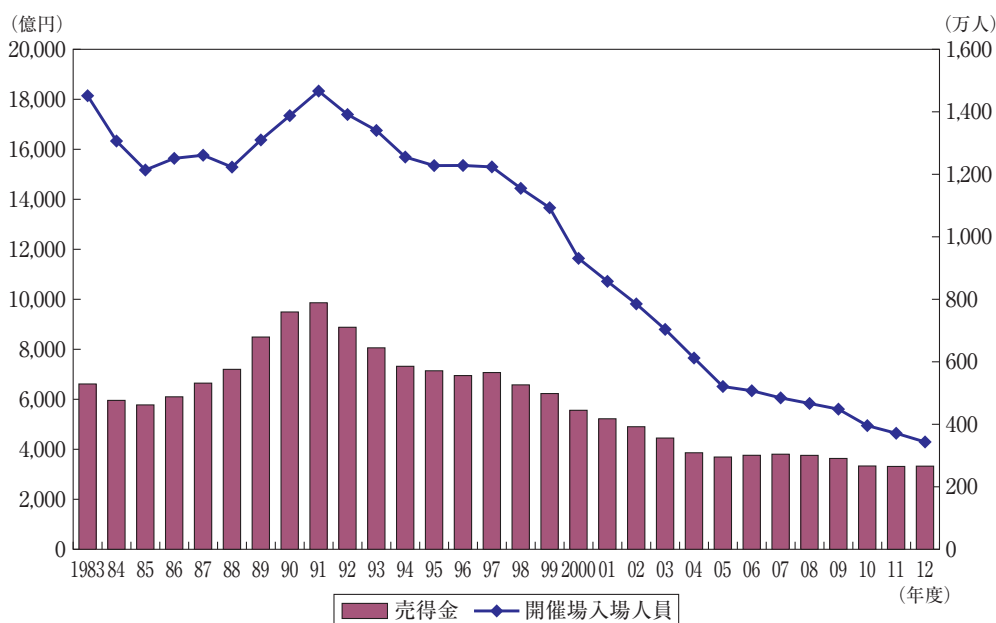
(12) 平成 25 (2013) 年には、全国 3 か所の場外馬券売り場が、経営的な理由としては初めて閉鎖された(「ウインズ 3 カ所を閉鎖 JRA」『日本経済新聞』2012.10.17 等を参照)。

(13) 「今年の中央競馬 売り上げ 0.4% 増」『日本経済新聞』2013.12.24。平成 25 (2013) 年末に発表された速報値で、売得金が約 2 兆 4049 億円、入場人員は約 609 万人であった。なお、中央競馬の年度は 1-12 月(暦年)で、地方競馬の年度は 4-3 月である。

(14) 「特集 競馬ブーム終焉 JRA 危機の構造」『週刊ダイヤモンド』100(22), 2012.6.2, pp.108-116 等を参照。

(15) 売得金のうち、電話投票を含む、開催競馬場外における販売の割合は、平成 24 年度に全国平均で 83.4% に上る(地方競馬全国協会「地方競馬開催成績 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月次」<<http://www.keiba.go.jp/nar/pdf-result/year1204-1303.pdf>>)。

図3 地方競馬の売得金と入場人員の推移



(出典) 中央競馬振興会『日本の競馬総合ハンドブック 2013』2013等を基に筆者作成。

表1 中央競馬と地方競馬の馬主数の推移

(数)

年	昭和 62 (1987)	平成 4 (1992)	平成 9 (1997)	平成 14 (2002)	平成 19 (2007)	平成 24 (2012)
中央競馬	2,475	3,028	2,726	2,460	2,346	2,256
地方競馬	7,207	7,662	7,684	6,949	5,694	4,720

(注) 年末における登録数。

(出典) 中央競馬振興会「馬主登録数累年比較」『日本の競馬総合ハンドブック 2013』2013, pp.190-192を基に筆者作成。

地方競馬の馬主の登録数は、地方競馬場の廃止が相次いだこともあり、15年ほどの間に大幅に減少した(表1)。なお、中央競馬の馬主の登録数についてもピーク時から比べるとその数が減っているが、1980年代後半から1990年代にかけての「競馬ブーム」直前の昭和62(1987)年と比較すると、それほど大きな差はないといえる。

地方競馬における馬主数の減少は、競馬場に所属する競走馬の減少を招く。その結果、同じような組み合わせのレースが増え、ファンの関心が薄れてしまう。そして、ファンの減少により売得金が減るためにレースの賞金を下げざる

を得なくなり、それが馬主の減少につながるという負のスパイラルに陥っている。⁽¹⁷⁾

3 競馬場の廃止

(1) 廃止された競馬場

地方競馬では、中央競馬よりも早く、バブル経済の崩壊とともに売得金が減少し始めた(図3参照)。昭和63(1988)年の紀三井寺競馬場(和歌山県)の廃止以降、12年間、廃止された競馬場はなかったが、平成13(2001)年以降は全国で競馬場の廃止が相次ぎ(表2)、「廃止ドミノ」とも呼ばれた⁽¹⁸⁾。これは、売得金の減少に加え、平成の大合併時には、収益を生み出せない競馬

(16) 「Go to 地方競馬 足音・息づかい まず馬を知って」『朝日新聞』(名古屋本社版)2013.9.8. 地方競馬(笠松競馬)で活躍後、中央競馬に移籍した元騎手・安藤勝己氏のコメントなど。

(17) 片山良三「SCORE CARD HORSE RACING 民間参入は地方競馬を救うことができるか。」『Sports Graphic Number』26(4), 2005.2.24, p.120; 「競馬この1年 下 あえぐ地方競馬」『日本経済新聞』2001.12.31等を参照。

表2 昭和40年代以降に廃止された競馬場

廃止年	競馬場
昭和49(1974)	春木(大阪府)
昭和63(1988)	紀三井寺(和歌山県)
平成13(2001)	中津(大分県)、三条(新潟県)
平成14(2002)	益田(島根県)
平成15(2003)	足利(栃木県)、上山(山形県)
平成16(2004)	高崎(群馬県)
平成17(2005)	宇都宮(栃木県)
平成18(2006)	岩見沢、北見(北海道)
平成20(2008)	旭川(北海道)
平成23(2011)	荒尾(熊本県)
平成25(2013)	福山(広島県)

(出典) 地方競馬全国協会地方競馬史編集委員会編纂『地方競馬史 第五巻』地方競馬全国協会, 2012等を基に筆者作成。

場を抱えたまま合併できない自治体が、廃止に傾いた事情もあったとされる⁽¹⁹⁾。

(2) 廃止に伴う課題

競馬は、競輪や競艇など他の公営競技と比べて、関係者の数が多い。1つの地方競馬場で、騎手や調教師、厩務員など直接競馬に関係する職種のほか、競馬場内の売店の従業員など、平均すると、約1,000人の雇用があるとされる⁽²⁰⁾。確かに、競馬事業が赤字となり、それを財政で

補うことに対して住民の理解を得ることは難しい。ただし、関係者には、これまで地方財政を支えてきたという自負もあり⁽²¹⁾、廃止には困難を伴う。

平成23(2011)年に廃止された熊本県の荒尾競馬場の例では、廃止にあたり、馬主、調教師、騎手、厩務員、装蹄師のほか、予想屋⁽²²⁾組合や食堂・売店経営者に協力見舞金が支払われ、その総額約4億1700万円を、荒尾市が補正予算を組んで負担した⁽²³⁾。

また、平成25(2013)年3月に廃止された広島県の福山競馬場の例では、同年12月の時点で、再就職を希望していた厩舎関係者の約4割で進路が決まらず、約15ヘクタールある競馬場跡地の活用も検討課題となっている⁽²⁴⁾。

4 現存する競馬場の状況

現存する競馬場では、南関東の一部の競馬場を除いては苦戦を強いられており、多くの競馬場が、存廃問題と隣り合わせの状況である。また、地方競馬の間でも賞金などの格差が大きくなっている。現存している全国の地方競馬専用の競馬場について、それぞれの置かれている状況を紹介する。

(18) 「地方競馬 冬の時代 膨らむ赤字 各地で存廃論議 高崎は年内廃止「経営努力限界に」」『産経新聞』2004.9.29;「競馬この1年 下 「廃止ドミノ」地方で再び?」『日本経済新聞』2010.12.31等を参照。

(19) 「馬、半数近く処分場へ かみのやま競馬(ニュース追報)」『朝日新聞』(山形版)2003.11.15等を参照。上山競馬を主催していた上山市は、山形市等との広域合併を目指していたとされる。しかし、山形市側の事情などもあり、合併は実現しなかった。

(20) 第180回国会衆議院農林水産委員会議録第4号 平成24年3月27日 p.1.「競馬法の一部を改正する法律案」(第180回国会閣法第42号)に関する質疑において、筒井信隆農林水産副大臣(当時)が答弁の中で紹介している。

(21) 公営ギャンブルはかつて、多額の配分金を納入するなど、主催する自治体にとって、「打ち出の小づち」ともいわれた。例えば、平成23(2011)年に廃止された荒尾競馬では、昭和55(1980)年度に年間10億円、累計で約87億円を、主催する荒尾市に納入したとされる(鈴木豪「特集 競馬・ボート・競輪・オートレース 公営ギャンブルの窮地」『週刊ダイヤモンド』9939, 2011.10.1, pp.116-123)。

(22) 地方競馬の主催者から公認を受け、競馬場の場内で予想を販売することなどにより収入を得ている(名古屋競馬「わいわい競馬塾 競馬用語集」<<http://www.nagoyakeiba.com/knowledge/keibayougo/yo.html>>等を参照)。

(23) 中央競馬振興会「第2部 平成23年競馬回顧 FOCUS 荒尾競馬廃止」『日本の競馬総合ハンドブック2012』2012, pp.39-41等を参照。

(24) 「広島2013 それから3 福山競馬廃止 人も馬も進路探し」『朝日新聞』(広島版)2013.12.17;「福山競馬場跡地を3ゾーンに分割方針 市が構想案」『中国新聞』2014.2.13。

(1) 門別競馬場（北海道日高町）

北海道が主催している。競走馬の生産地にある競馬場として、生産農家が馬主として競走馬を走らせるケースも多い⁽²⁵⁾。また、所属馬の多くが、他の地方競馬や中央競馬に移籍するなど、競走馬の供給基地としての役割も担っている。平成 25（2013）年度はインターネット販売が好調で、22 年ぶりに黒字の見込みだという⁽²⁶⁾。

(2) 帯広競馬場（北海道帯広市）

帯広市が、世界で唯一の「ばんえい競馬」を主催している。ばんえい競馬は、ばんえい馬⁽²⁷⁾と呼ばれる大型の馬にソリを曳かせ、その上に騎手が乗り、コース上にある障害を越えていく競走で、開拓者らが祭典として楽しんできた競馬をシステム化したものとされている⁽²⁸⁾。

平成 19（2007）年度から 5 年間、業務を委託してきたソフトバンクグループの運営会社が、売上げの減少等を理由に撤退し、平成 24（2012）年度から委託先が旭川市のコンピュータ関連会社に変更となった。平成 26（2014）年度からは委託契約の内容見直しにより、仮に赤字になれば市の財源を投入する可能性もあり、動向が注目されている⁽²⁹⁾。

なお、ばんえい競馬開催による帯広・十勝地方への経済波及効果は、観光客が支出する宿泊費等も含め、平成 22（2010）年度で約 57 億円と試算されている⁽³⁰⁾。

(3) 盛岡競馬場（岩手県盛岡市）・水沢競馬場（同県奥州市）

岩手県と盛岡市、奥州市で構成する岩手県競馬組合が主催している。平成 10（1998）年度まで、累計で約 407 億円が競馬組合の構成団体に配分されていたが、平成 12（2000）年度からは実質収支がマイナスで推移するなど存廃問題が浮上した。平成 19（2007）年には、組合を構成する岩手県、盛岡市、奥州市が、収支の均衡を条件に、330 億円を融資して存続することが決定した。

なお、地域に与える経済波及効果は、平成 21（2009）年度の決算見込額を基にした試算で、約 316 億円にのぼるとされている⁽³¹⁾。

(4) 浦和競馬場（埼玉県さいたま市）

埼玉県とさいたま市で構成する埼玉県浦和競馬組合が主催している。一時期は、累積赤字が 25 億円を超えるまでになったが、経費削減等により、平成 22（2010）年度には組合を構成する埼玉県とさいたま市に対し、配分金計約 1 億 5000 万円が支払われた⁽³²⁾。

(5) 船橋競馬場（千葉県船橋市）

千葉県と船橋市、習志野市で構成する千葉県競馬組合が主催している。競馬場の入場者数は減少しているものの、インターネットによる馬券の販売が経営を支えているとされる⁽³³⁾。

(25) 馬主のうち、約 5 割を競走馬（軽種馬）の生産者が占めている（北海道日高振興局馬産地対策室「軽種馬生産を巡る情勢」（平成 23 年 6 月）<<http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=404874>>）。

(26) 「道営競馬 22 年ぶり黒字も 今年度、ネット販売好調」『読売新聞』（北海道版）2013.11.14.

(27) ばんえい馬の品種としては、フランス原産のベルシュロン種やブルトン種、ベルギー原産のベルジャン種のほか、これらの混血種などがある。体重は約 1 トンで、サラブレッド種の 2 倍にもなる（帯広競馬場「ばんばの血統」<http://www.banei-keiba.or.jp/baneiguide/whats_brood.html>）。

(28) 帯広競馬場「ばんえい十勝入門 ばんえい競馬とは？」<http://www.banei-keiba.or.jp/baneiguide/whats_banei.html>

(29) 「アングルばんえい 再び岐路に 業者が赤字負う運営限界 帯広市 委託料固定へ調整」『北海道新聞』2013.12.25.

(30) 帯広市「帯広市ばんえい競馬運営ビジョン」（平成 24 年 3 月），p.6. <<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/nouseibu/baneishinkoushitsu/banei.data/120404banei-vision.pdf>>

(31) 岩手県岩手競馬経営の将来方向検討会議「岩手競馬の現状について（要約）」（平成 22 年 11 月 26 日）<http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/019/277/05_101126shiryou03_01.pdf>等を参照。

(32) 中央競馬振興会「平成 23 年 競馬できごとファイル」『日本の競馬総合ハンドブック 2012』2012, pp.31-37.

(6) 大井競馬場（東京都品川区）

東京 23 区で構成する特別区競馬組合が主催している。収益から東京 23 区に支払われる配分金は、平成 16（2004）年度を最後にストップしていたが、平成 23（2011）年度以降、再び支払われている⁽³⁴⁾。

(7) 川崎競馬場（神奈川県川崎市）

神奈川県と川崎市で構成する神奈川県川崎競馬組合が主催している。老朽化により使用を停止している観戦スタンドを解体し、新たに家族連れも呼び込めるような商業施設を新築するなどの計画が進められている⁽³⁵⁾。

(8) 金沢競馬場（石川県金沢市）

石川県と金沢市が主催している。厳しい経営が続き、平成 16（2004）年には、石川県知事と当時の金沢市長が存廃問題に言及した。現在は、有識者らで作る金沢競馬経営評価委員会が毎年度、経営状況を見極めた上で存続の判断を下すことになっている⁽³⁶⁾。平成 25（2013）年 12 月に開かれた同委員会では、インターネット投票の売上げ増などを背景に、収支予測が黒字になったとして、平成 26（2014）年度の存続が了承された⁽³⁷⁾。

(9) 名古屋競馬場（愛知県名古屋市）

愛知県と名古屋市、豊明市で構成する愛知県競馬組合が主催している。平成 24（2012）年度末で約 40 億円の累積赤字を抱えており、平成 24（2012）年 4 月には、有識者による名古屋競馬経営改革委員会が設置された。同委員会は、実質収支が赤字となることが確実な状況に陥った場合、速やかに競馬事業の廃止を提言する内容の検討結果を、平成 25（2013）年 7 月にまとめている⁽³⁸⁾。

(10) 笠松競馬場（岐阜県笠松町）

岐阜県と笠松町、岐南町で構成する岐阜県地方競馬組合が主催している。単年度収支の赤字が続くなど、財政状況が厳しい中⁽³⁹⁾、平成 25（2013）年は、競馬場から競走馬が脱走する事件が相次いだ。10 月には逃げ出した競走馬が乗用車と衝突して運転手が死亡する事故も起きており、安全管理の徹底が求められている⁽⁴⁰⁾。

(11) 園田競馬場（兵庫県尼崎市）・姫路競馬場（同県姫路市）

兵庫県と尼崎市、姫路市で構成する兵庫県競馬組合が主催している。組合の売得金は平成 3（1991）年度のピーク時には 1186.9 億円あったが、平成 13（2001）年度に 545.7 億円、平成 24（2012）年度に 298.2 億円と落ち込みが続いて

33 「ネット馬券 屋台骨 船橋競馬 入場者数減続く中 昨年度、売上高の 4 割」『朝日新聞』（ちば首都圏版）2012.5.13.

34 「競馬組合、23 区に分配金 7 年ぶり 昨年度は最終黒字」『日本経済新聞』（地方経済面）2011.10.1. 平成 23（2011）年度は、1 区あたり 2000 万円、合計で 4 億 6000 万円が支払われたとされる。

35 よみうりランド「川崎競馬場 商業施設建設計画のお知らせ」（平成 25 年 4 月 3 日）<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news/pdf/reports2012_15.pdf>;「川崎競馬場・競馬場 家族連れ狙い、来客増を 相次ぎ改装、経営改善目指す」『毎日新聞』（神奈川版）2013.4.14.

36 金沢競馬経営評価委員会「金沢競馬経営改善計画評価報告」（平成 22 年 12 月）<<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/keibasoumu/documents/22-zenbun.pdf>>

37 「金沢競馬、来年度も存続 評価委が了承 3 年連続黒字見通し 馬主の賞金増額へ」『北國新聞』2013.12.26 等を参照。

38 名古屋競馬経営改革委員会「名古屋競馬の経営改革に関する検討結果報告書」（平成 25 年 7 月）<<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000063/63551/250726keieikaikakuhokokusyo.pdf>>

39 「笠松競馬「崖っぷち」馬券発売額 過去最低見通し」『朝日新聞』（岐阜全県版）2013.3.9.

40 「脱走馬と衝突 車の男性死亡 岐阜・笠松競馬場近く」『朝日新聞』2013.10.28、夕刊；「回顧 2013 あの現場は今(1)笠松・競走馬脱走事故 安全徹底へ経営改善を」『中日新聞』2013.12.26.

いる⁽⁴¹⁾。過去には、構成団体に対して、昭和55（1980）年度からの累計で約741億円が配分されたが、売得金の落ち込みとともに配分金は減少し、平成17（2005）年度以降は支払われていない⁽⁴²⁾。

収益の改善を目指し、平成24（2012）年9月から園田競馬場でナイター競馬を実施しているが、ナイター競馬の開催に当たっては、地元住民から、治安の悪化を心配する声もあった⁽⁴³⁾。ナイター競馬の開催初年度だった平成24（2012）年度は、ナイター開催期間中の入場人員、売得金とも前年同時期と比べて増加したが⁽⁴⁴⁾、2年目の平成25（2013）年度は、ナイター開催期間中の入場人員が前年と比べて29%減り、ナイター導入前と比較しても減少するなど、ナイター開催の効果が薄らいでいる⁽⁴⁵⁾。

(12) 高知競馬場（高知県高知市）

高知県と高知市で構成する高知県競馬組合が主催している。平成21（2009）年7月から、全国初の通年でのナイター開催⁽⁴⁶⁾を始め、売得金は増加傾向にある。平成25（2013）年3月に、開催日の日程調整や人馬の交流など業務提携を行ってきた福山競馬場（広島県福山市）が廃止となり、中四国地方で、唯一の競馬場となった。

(13) 佐賀競馬場（佐賀県鳥栖市）

佐賀県と鳥栖市で構成する佐賀県競馬組合が主催している。平成24（2012）年度は、勝馬投票券の売得金が5年ぶりに増加したが、平成23（2011）年度末の時点で、約2億円の累積赤字を抱えている⁽⁴⁷⁾。平成24（2012）年には、国の構造改革特区として、法律で認められていない「7重勝単勝式⁽⁴⁸⁾」の勝馬投票券が全国で初めて導入され、インターネットで販売されることになった⁽⁴⁹⁾。

IV 馬産地の現状

1 生産の概況

地方競馬場の相次ぐ廃止は、競走馬を供給する馬産地の経済にも、大きな影響を与えている。競走馬の生産頭数は、平成4（1992）年度にサラブレッド種を含むサラブレッド系統、アラブ種を含むアラブ系統あわせて12,874頭を記録したが、平成24（2012）年度には6,832頭にまで減少した（図4）。なお、現在はサラブレッド種の生産が主であるが、かつてはアラブ種も一定数生産されていた。アラブ種は、サラブレッド種に比べてスピードは劣る反面、身体が丈夫で、気性も穏やかである等の理由から、特に地方競馬で重宝されてきた。しかし、中央競馬で平成7（1995）年にアラブ種限定のレースが廃

(41) 兵庫県「競馬事業の概要」（更新日：2013年7月8日）<http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa01/pa01_000000003.html>等を参照。

(42) 兵庫県競馬事業活性化委員会「競馬事業の活性化に関する報告書」（平成20年1月）<<http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa01/documents/000091995.pdf>>等を参照。

(43) 「園田競馬場 来月から金曜ナイター開催 起死回生 客足伸びるか」『日本経済新聞』（大阪版）2012.8.10, 夕刊。

(44) 「園田競馬場 「ナイター効果あり」 入場者数や売り上げ増、来年も継続の方針」『毎日新聞』（阪神版）2012.11.29。

(45) 「尼崎・園田 ナイター競馬 入場者減9-11月 導入前の同時期比」『神戸新聞』2013.11.13。

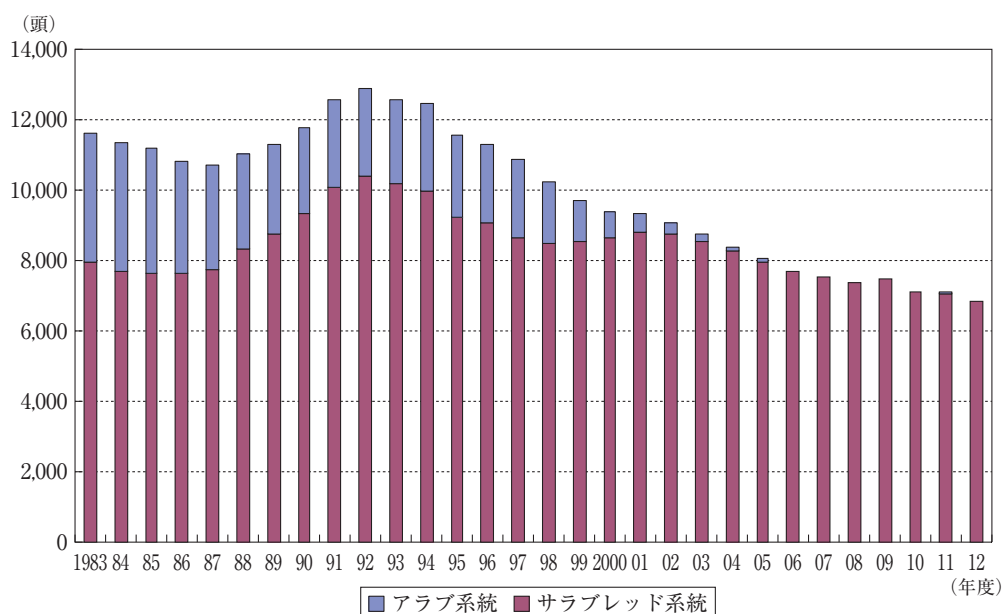
(46) 「四国見聞録 高知市・高知競馬場「夜さ恋ナイター」楽しみ多様化」『毎日新聞』（高知版）2013.9.10。

(47) 「馬券売り上げ5年ぶり増 佐賀競馬 ネット購入伸びる」『読売新聞』（佐賀版）2013.4.5。

(48) 指定された7つのレースの勝ち馬を、すべての中させる投票方法である。佐賀競馬では、コンピュータが無作為に買い目を抽出する「ランダム方式」で勝馬投票券が販売されている。

(49) 佐賀競馬「さがけいばニュース 佐賀競馬「七重勝単勝式」をインターネット発売開始」2012.4.27。<<http://www.sagakeiba.net/info/inf2012042701.html>>;「佐賀競馬に「7重勝」馬券 法では「5重勝」まで 国が特区に認定」『読売新聞』（佐賀版）2011.12.1。

図4 競走馬の生産頭数の推移



(出典) 中央競馬振興会「年度別生産頭数」『日本の競馬総合ハンドブック 2013』2013, pp.240-241 を基に筆者作成。

止されたのを機に生産が減少し、地方競馬でもアラブ種限定のレースが廃止されたことから、現在ではほとんど生産されていない。

競走馬の都道府県別の生産頭数では、平成24(2012)年度において、北海道が6,634頭と全体の約97%を占めている。ほかでは、青森県が89頭、鹿児島県が31頭、熊本県が27頭などと、少ないながらも生産が行われている。また、北海道内の地区別では、日高地区が5,390頭、胆振地区が1,211頭と2地区に集中している。

日高地区は、山地と太平洋に挟まれ、平野部で十分な耕地面積を確保することが難しく、農地の大規模化が困難であった⁽⁵⁰⁾。そのため、1960年代以降、米や麦、馬鈴薯などの生産から、競走馬生産への転換が進んだとされる⁽⁵¹⁾。生

産牧場の規模としては、競走馬を生産する繁殖用の牝馬が10頭以下である零細な牧場が多い。一方で、胆振地区には、我が国の競走馬生産をリードする社台グループの本拠地があり、日高地区と比較して生産頭数は少ないものの、賞金獲得額などでは日高地区を上回っている。

生産牧場の数は減少を続けており、平成14(2002)年には全国で1,536戸あったが、平成24(2012)年には993戸にまで減少した⁽⁵²⁾。理由としては、生産者の高齢化や後継者の不在、経営不振等が挙げられている⁽⁵³⁾。

2 競走馬産業の特徴

競走馬産業は、育成に際して騎乗者を確保する必要があるなど、他の農業と比較して雇用効果も大きいとされる⁽⁵⁴⁾。また、馬産地では、

(50) 岩崎徹「第74話 日高地方の地勢的特徴—櫛の歯構造—」『馬産地 80話—日高から見た日本競馬—』北海道大学出版会, 2005, pp.213-216.

(51) 北海道日高振興局馬産地対策室 前掲注(25)

(52) 日本軽種馬協会「生産関連統計 繁殖牝馬飼養牧場数の推移」<<http://www.jbba.jp/statistics/siyo.pdf>>

(53) 中央競馬振興会「第8部 生産 平成24年生産界回顧」『日本の競馬総合ハンドブック 2013』2013, pp.194-201.

(54) 小山良太「第1章 競走馬産業の特質と産地構造」『競走馬産業の形成と協同組合』日本経済評論社, 2004, pp.13-36等を参照。

競走馬が生産されてから販売に至るまで、獣医師や馬の輸送業、馬具の販売、飼料産業など関連の産業が絡み合い、1つの産業クラスターを形成している。若干古い数字になるが、平成12(2000)年の調査では、北海道日高地区の競走馬の販売額は366億円で、関連産業の市場規模は販売額の75%にあたる273億円となり、合計すると639億円にのぼるといふ⁽⁵⁵⁾。

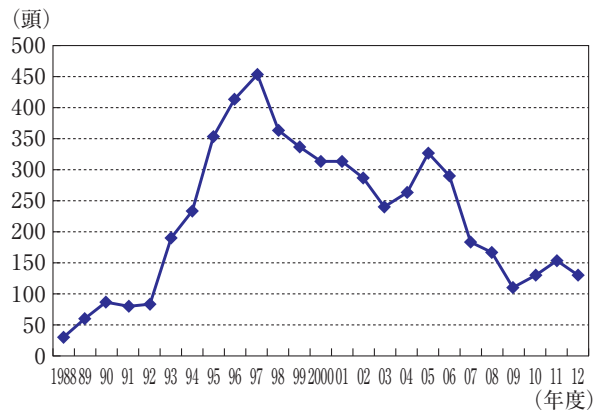
北海道日高振興局が作成した資料では、競走馬の生産が担っている役割として、①国家財政等への寄与、②競馬での娯楽提供、③地域経済・雇用の維持確立、④農地の機能維持や農村景観など多面的機能の維持、⑤馬文化の醸成、⑥軽種馬輸出や観光活用などの新たな展開、などが挙げられている⁽⁵⁶⁾。

3 競走馬の輸入

外国産馬の出走できる競走数が、中央競馬において拡大されるなど国際化に伴い、1990年代前半に競走馬の輸入が増加した。平成9(1997)年度には453頭を記録し、生産地への影響も懸念されたが、国産馬の質の向上もあって近年は100-200頭で推移しており、平成24(2012)年度は131頭にとどまっている(図5)。

また、現在は競走馬の輸入に際して、1頭あたり340万円の関税が掛けられていることから⁽⁵⁷⁾、TPP(環太平洋パートナーシップ)の影響を危惧する声もある⁽⁵⁸⁾。北海道は、関税が撤廃された場合、競走馬の生産減少額が101億円、

図5 競走馬の輸入頭数の推移



(出典) 中央競馬振興会「年度別サラブレッド輸入頭数」『日本の競馬総合ハンドブック2013』2013, pp.252-253を基に筆者作成。

農業産出額影響額が97億円、関連産業影響額(種牡馬産業等)が41億円、地域経済影響額が132億円、雇用への影響が3,000人との試算を公表している⁽⁵⁹⁾。

その一方で、国産馬の品質が上がっているなどとの理由から、TPPによる影響は大きくないとの見方もある⁽⁶⁰⁾。

V 近年の動向

1 払戻率の柔軟な変更

競馬法が平成24(2012)年に一部改正され、平成26(2014)年4月に施行された。この改正では、地方競馬に対する資金面での支援の延長に加え⁽⁶¹⁾、約75%の払戻率を、主催者が70%から農林水産大臣の定める率⁽⁶²⁾までの範囲で、

(55) 岩崎徹「第76話 馬産と関連産業・関連団体」『馬産地80話一日高から見た日本競馬―前掲注(50), pp.218-223; 同「9 競走馬の関連産業」『競走馬産業と地域活性化の課題』札幌大学経済学部附属地域経済研究所, 2006, pp.38-41.

(56) 北海道日高振興局馬産地対策室 前掲注(25)

(57) 財務省「貿易統計 実行関税率表(2014年1月版)」<http://www.customs.go.jp/tariff/2014_1/index.htm>

(58) 「関税撤廃なら優良外国産さらに 馬産地日高 TPP 恐々 産駒売れず「廃業も」」『北海道新聞』2013.8.25.

(59) 北海道農政部「TPP協定の分野別の影響 別添資料」(平成25年3月) <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/ssk/TPP.htm>> 競走馬(軽種馬)に対する、TPPの影響の試算の前提として、①中央競馬に仕向けられる競走馬のうち、優良馬以外は外国産馬に置き換わる、②残る優良馬の価格は、輸入馬に置き換わる部分の価格低下率の半分の率で下落する、としている。

(60) 「関税340万円撤廃なら…外国産競走馬が席卷? TPP 産地・北海道に危機感 「血統で選ぶ」「国産強い」影響限定的との声も」『東京新聞』2013.4.12; 「新時代の競馬国際化と馬産地(下) 我ら競馬勝手連、勝手にモノ申す!」『週刊競馬ブック』52(4), 2014.1.26, pp.78-81. 日高地区を代表する生産者の1人である岡田繁幸氏が、海外の安い馬は、「日本馬のレベルが高いんで勝負にならない」とコメントしている。

柔軟に設定できるようになった。

ただし、仮に、一律に払戻率を下げると、一時的に収益は増加するものの、配当金が下がりファン離れを加速する要因にもなりかねない⁽⁶³⁾。同じく公営競技のオートレースでは、「小型自動車競走法」(昭和25年法律第208号)の改正により平成24(2012)年から同様の措置が可能となり、払戻率が75%から70%に引き下げられた⁽⁶⁴⁾。その結果、インターネットでの売上げが、3%程度減少したとされる⁽⁶⁵⁾。

そのため、競馬法改正を受けて地方競馬では、勝馬投票券の種類ごとに払戻率を上下させている。主催者によって異なるものの、全体の傾向として、勝ち馬を当てる「単勝式」や、3着までに入る馬を当てる「複勝式」などの中率の高い種類では払戻率を上げる一方、3着までを着順通りに当てる「3連勝単式」などの中率の低い種類では、払戻率を下けている⁽⁶⁶⁾。また中央競馬でも、平成26(2014)年6月から、勝馬投票券の種類ごとに払戻率を設定することが発表され、単勝式や複勝式が80%に、3連勝単式が72.5%に設定されるという⁽⁶⁷⁾。

2 勝馬投票券相互販売の拡大

近年、中央競馬と地方競馬との間で、勝馬投

票券の相互販売が拡大している。法的には、平成16(2004)年の競馬法改正により、日本中央競馬会と地方競馬の主催者の間で、競馬に関する業務を委託することが可能となった。また、技術的には、新たなシステムの構築等により、相互販売の促進に向けた環境づくりが進んだ⁽⁶⁸⁾。

平成23(2011)年12月には、地方競馬の川崎競馬場で、日本中央競馬会が神奈川県川崎競馬組合に委託する形で、中央競馬の勝馬投票券の販売が開始された。それまでも、地方競馬の施設で中央競馬の勝馬投票券が販売されていたが、日本中央競馬会が業務を委託するのではなく、場所を間借りする形で直接販売していた。

また、平成24(2012)年10月には、中央競馬のインターネット投票システムから地方競馬の勝馬投票券を購入することが可能となった。相互販売の効果もあり、地方競馬の平成25年(暦年)の1日あたりの売得金は、すべての競馬場で前年比増を記録した⁽⁶⁹⁾。

今後は、我が国の競走馬が遠征して出走することも多い欧州や香港など海外のレースについても、国内での、勝馬投票券の販売を求める声が大きくなる可能性も指摘されている⁽⁷⁰⁾。

(61) 次の2つの支援措置を、5年間延長した。①地方競馬全国協会が実施する、地方競馬の活性化事業や競走馬の生産振興事業に必要な資金の一部を日本中央競馬会が交付する支援、②地方競馬全国協会に地方競馬の主催者から納付された交付金を還付する支援。なお、支援の延長については、改正競馬法の公布日(平成24年6月27日)に施行された。

(62) 「競馬法第8条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める率を定める件」(平成25年12月6日農林水産省告示第2960号)により、上限が80%に定められた。

(63) 「地方競馬支援 法改正へ 魅力作りファンつかめ 「払戻率」運用難しさ」『読売新聞』2012.2.23;「社説 競馬法改正法案 払戻率引き下げは諸刃の剣」『北國新聞』2012.1.20。

(64) 的中した際の払戻額では、6.7%減少するという。「川口オート 経営改善狙う 払戻率下げ」『読売新聞』(埼玉版)2012.5.10等を参照。

(65) 名古屋競馬経営改革委員会 前掲注38, p.15。

(66) 地方競馬全国協会「地方競馬の払戻率の設定について」2014.3.3. <http://www.keiba.go.jp/whatsnew/140303_whatsnew.html>等を参照。

(67) 日本中央競馬会「JRA ニュース 6月7日(土)以降の勝馬投票法ごとの払戻率について」2014.3.3. <<http://www.jra.go.jp/news/201403/030305.html>>;「JRA、払戻率を弾力化 6月から、ファン離れ防ぐ」『日本経済新聞』2014.3.4。

(68) 中央競馬振興会「特集 中央・地方相互発売の拡大」『日本の競馬総合ハンドブック2013』2013, pp.13-18。

(69) 地方競馬全国協会「地方競馬開催成績 平成25年1月～平成25年12月次」<<http://www.keiba.go.jp/nar/pdf-result/year1301-1312.pdf>>

おわりに

競馬をスポーツとして捉えた場合、我が国の競馬のレベルは、この10数年の間に飛躍的に上がったといえる。バブル時代に海外から輸入されたレベルの高い種牡馬⁽⁷¹⁾や繁殖用の牝馬が、国内産の競走馬の質を高めた。また、育成や調教技術の向上などもあり、平成10(1998)年に、日本で調教された馬が初めて海外のG1レース⁽⁷²⁾に勝利し、それ以降、その数は24を数える(平成26(2014)年4月現在)。

このように、我が国の競馬界が目指してきた「強い馬づくり」は、着実に実を結んでいると

いえる。しかし、その一方で主催者側には、売得金や入場人員に直ちに結びついていないというジレンマもあるだろう。特に、毎年を取支が、存続に関わる地方競馬の多くでは、悠長なことはいえない状況にある。

今後、新たなファンを獲得し、我が国の競馬を振興していくためには、強い馬同士がみせる白熱した競走など競馬そのものの魅力を、引き続き粘り強く発信していくことが不可欠であろう。

(ほんだ のぶあき・関西館電子図書館課)

(本稿は、筆者が農林環境課在職中に執筆したものである。)

(70) 斎藤修「一筆啓上 販路拡大の効果」『週刊競馬ブック』52(5), 2014.2.2, p.80等を参照。

(71) 特に米国から輸入された種牡馬のサンデーサイレンスは、13年連続で種牡馬成績が1位となるなど、圧倒的な成功を収めた。同馬が死亡した平成14(2002)年以降も、子孫が活躍を続けており、大レースの出走馬の大半が、その血を引く馬で占められることも珍しくない(「ダービー全馬 サンデーサイレンス孫対決 血統の偏り鮮明 主要競馬国でも異例」『日本経済新聞』2011.5.25等を参照)。

(72) 競走の格付けにおいて、最も上位に位置づけられるカテゴリーのレース。我が国の中央競馬では、日本ダービーや有馬記念などが該当する。